様式第７号（第４条関係）

許　　可　　証

６愛西環許可番号第７号

住　所　愛知県海部郡蟹江町学戸一丁目３番地
氏　名　丸二衛生有限会社
　　代表取締役　東　昌克　殿

令和６年１１月１５日に申請のあった一般廃棄物処理業更新許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第２項の規定により、次のとおり許可する。

令和６年１２月１３日

愛西市長　日永　貴章

取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
業　務　内　容	収集・運搬
業　務　の　区　域	愛西市全域
許　可　年　月　日	令和６年１２月１３日
有　効　期　間	令和６年１２月２８日から令和８年１２月２７日まで
条　　件	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第３条及び施行規則第２条の２の基準に従うこと。 ・海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター事業系一般廃棄物ごみ受入れ要領第２条第２項に規定する『（１）可燃ごみ』に係る収集・運搬もしくは、一般廃棄物処分業許可業者及び再生利用事業者への搬入に限る（市外再生利用事業者へ搬入する際は、事前に愛西市環境課と協議することとする）。 ・飛散防止対策を必ず行うこと。（塵芥車はテールゲートを閉めて走行する等） ・次回更新する際は、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターでの受入れ実績が無い場合は、更新できないものとする。